

薬剤師の PECS 登録の際の薬剤師名簿登録番号について

令和3年8月20日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師の PECS 登録において、生年月日、薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日は、いったん登録手続きを行った後は変更できないとご案内しております。特に、薬剤師免許登録番号は、PECS に保存される研修履歴や認定情報のキーコードとなりますので、正確な入力が必要です。

本年3月より開始した薬剤師の PECS 登録は、現在多数の方の登録をいただいておりますが、薬剤師名簿登録番号を誤って登録している方がかなり存在します。薬剤師名簿登録番号を誤って登録した場合、その薬剤師名簿登録番号を正規に有する薬剤師が PECS 登録を行えないこととなり、その是正手続きを含めて甚大な影響があります。また、薬剤師名簿登録番号を誤って登録した薬剤師は、本稼働後、システムが認識せず研修受講単位が付与されない虞があります。

すでに誤って登録された方には順次是正措置を講じておりますが、今後薬剤師の PECS 登録を行う方は、確認画面において十分な注意を払って確認したうえで、登録するようお願いいたします。